

令和4年11月25日

利用者様各位

宇都宮市文化会館

## 利用日・利用施設等における変更について

いつも当館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当館の施設利用申請につきましては、利用日・利用施設等における変更申請の可能回数を1回までとしておりましたが、以下の条件に該当する場合に限り、回数の上限なく変更申請が可能となります。

なお、変更申請をされた後にご利用をお取下げされる場合、利用料の還付率は従前の還付率とは異なりますので、ご注意ください。

### ■条件

- ・変更申請日が県版警戒度レベル3以上であること
- ・変更理由が新型コロナウイルス感染症対策に起因すること

### ■変更可能期限

- ・ご利用日7日前まで

### ■変更後の還付率について

- ・1回変更を行った後、お取下げされる場合…10%  
※ただし、ホール・展示室の変更がご利用日の20日前までに行われていない場合は還付を行いませんのでご注意ください。
- ・2回以上変更を行った後、お取下げされる場合…0%

### ■対象施設

宇都宮市文化会館全施設